

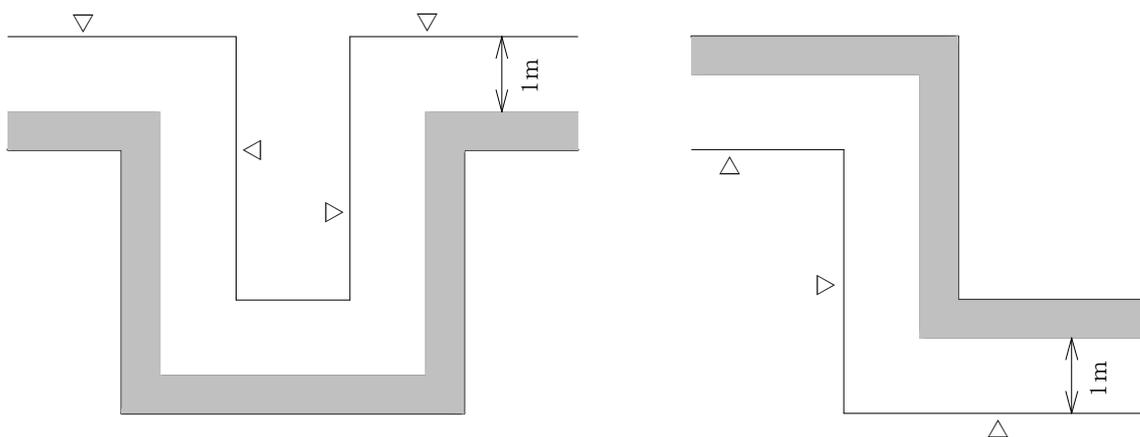
□軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの

令2条1項2号にある「軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの」のうち、「その他これらに類するもの」は、①～④による。

- ①はね出しバルコニー
- ②はね出し廊下
- ③出窓（昭和61年4月30日 建設省住指発第115号 通達「床面積の算定について」に記載されている床面積に算入しない構造のもの）
- ④はね出し階段

□はね出し

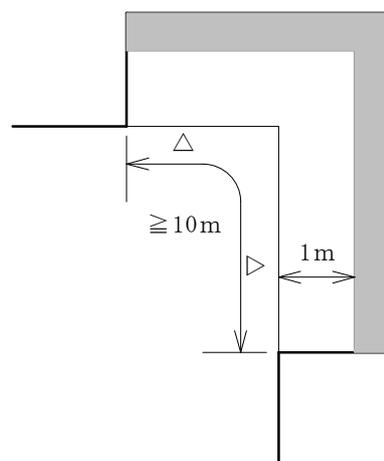
はね出しは以下の形を満足するものとする。



凡例

-  : 建築面積算入部分
-  : はね出しの先端

※1m引きは、はね出しの先端より。
10mは壁芯及び柱芯で計測すること。
はね出し部分は、片持ち構造になっていること。



※このページの取扱いは、P.2の優先順位によらず適用可能とする。